

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第8号

令和2年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月29日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 令和2年7月9日（木）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	村	上	真由美	議員	2番	齋	藤	詔	治	議員
3番	戸	田	馨	議員	4番	飯	島	正	義	議員
5番	大	泉	日出男	議員	6番	吉	川	敏	幸	議員
7番	吉	田	俊一	議員	8番	増	田	秀	雄	議員
9番	高	橋	昭男	議員						

不応招議員（なし）

令和2年第2回（7月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年7月9日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 議長の選挙
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 第5号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例
- 日程第 9 第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 第7号議案 監査委員の選任について

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	村 上 真 由 美	議員	2番	齋 藤 詔 治	議員
3番	戸 田 馨	議員	4番	飯 島 正 義	議員
5番	大 泉 日 出 男	議員	6番	吉 川 敏 幸	議員
7番	吉 田 俊 一	議員	8番	増 田 秀 雄	議員
9番	高 橋 昭 男	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	鈴 木 勝
消 防 長	戸 井 田 勉
次 長	黒 田 信 浩
次 長	田 中 文 雄
副 参 事	小 池 稔
予 防 課 長	小 川 勝 司
指 令 室 長	伊 藤 嘉 則
松 伏 消 防 署 長	後 藤 祐 一

本会議に出席した事務局職員

書 記 長	赤 羽 根 浩 行
書 記 次 長	清 水 万 里
書 記	横 峯 賢 司
書 記	松 鷹 亮 紀

○齋藤詔治副議長 皆さん、おはようございます。消防組合議会副議長の職を務めさせていただいております齋藤詔治でございます。

議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にて参集を賜り、ありがとうございます。議長が決定されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。



◎議員の紹介

○齋藤詔治副議長 本議会前に、松伏町選出議員の任期満了に伴う改選がありましたので、ご報告申し上げます。

令和2年4月20日に行われました松伏町議会臨時議会におきまして、当消防組合議会議員に選出されました議員をご紹介します。

村上真由美議員、吉田俊一議員、増田秀雄議員、高橋昭男議員。

それでは、選出されました議員の皆様より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

最初に、村上真由美議員。

○村上真由美議員 おはようございます。このたび初当選いたしました。これからもよろしくお願いいたします。

○齋藤詔治副議長 次に、吉田俊一議員。

○吉田俊一議員 おはようございます。松伏選出の吉田俊一です。住まいは築比地に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

○齋藤詔治副議長 次に、増田秀雄議員。

○増田秀雄議員 増田でございます。私も村上議員同様、このたび初当選いたしました。こちらでお世話になることになりました。住まいは松伏町の大川戸でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤詔治副議長 次に、高橋昭男議員。

○高橋昭男議員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤詔治副議長 大変ありがとうございました。



◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○齋藤詔治副議長 それでは、ただいまの出席議員は全員であります。これより令和2年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○齋藤詔治副議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○齋藤詔治副議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

◎仮議席の指定

○齋藤詔治副議長 議事の進行上、松伏町から新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長の選挙

○齋藤詔治副議長 日程第1、選挙第2号 議長の選挙についてを議題といたします。

これより議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれの方法にいたしましょうか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○齋藤詔治副議長 指名推選というお声がございました。そのように決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤詔治副議長 異議なしということですので、それでは、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤詔治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤詔治副議長 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定しました。

指名いたします。

議長に高橋昭男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました高橋昭男議員を議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齋藤詔治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、高橋昭男議員が吉川松伏消防組合議会議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、議長に就任されました高橋昭男議長より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

高橋昭男議長。

○高橋昭男議員 ただいま吉川松伏消防組合議会においてご指名をいただきました高橋昭男でございます。これから吉川市民、松伏町民のために努めてまいりますので、各位の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、私は言語に障害があります。言葉の中で聞きづらいことがありましたら、お許しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○齋藤詔治副議長 ありがとうございます。

それでは、議事進行を交代いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時40分

〔副議長、議長と交代〕

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議席の指定

○高橋昭男議長 日程第2、指定第2号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長が定めることになっておりますので、議席を指定い

たします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

○**赤羽根浩行書記長** 議長の名により朗読いたします。

1番、村上真由美議員、7番、吉田俊一議員、8番、増田秀雄議員、9番、高橋昭男議員。
以上でございます。

○**高橋昭男議長** ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

ここで、席札の交換があるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時42分

○**高橋昭男議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**高橋昭男議長** 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により

4番 飯島正義 議員

5番 大泉日出男 議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○**高橋昭男議長** 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**高橋昭男議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○高橋昭男議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和2年3月から令和2年6月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第6項の規定により、管理者から専決処分書の提出がありました。その報告書の写しをお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○高橋昭男議長 日程第6、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第2回定例会にご出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、1点の行政報告をさせていただきます。今般の新型コロナウイルス感染症におきましては、本年1月より疑似症患者を含めた救急事案は適宜総務省消防庁に報告をしております。当消防組合管内において、本日までの間、本感染症に係る救急隊が対応した確定患者の救急件数はゼロ件でございました。また、疑似症患者で医療機関搬送後においてPCR検査及びランプ法を実施した件数は11件となっており、結果は全て陰性でありました。

なお、発熱、呼吸器症状など、おおむね厚生労働省の「感染が疑われる患者」の要件に該当し、保健所への引き継ぎや相談した救急件数は45件でございました。

本感染症においては、緊急事態宣言が解除されているところではありますが、当消防組合ではいまだ予断を許さない状況と捉えており、全ての救急事案について引き続き感染症予防策を徹底し、感染拡大防止に努めております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○高橋昭男議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前10時05分

○高橋昭男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○高橋昭男議長 日程第7、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問通告第2号につきましては、質問者より取消しの申し出がありましたので、報告いたします。

通告に従いまして、4番、飯島正義議員の質問を許可します。

○4番 飯島正義議員 4番、飯島正義。第1号一般質問をさせていただきます。

質問事項、三輪野江産業振興地域における資材置場の問題。今年の3月にも一般質問したのですが、2019年12月31日から2020年1月1日未明まで発生しました三輪野江3929地先での発生火災の原因について伺いました。三輪野江地区内3929地先での発生火災の原因については、火災事象を所管する吉川消防組合消防本部の情報によりますと、出火元は東側隣接である三輪野江3917番地先であり、原因につきましては、調査を行った結果、特定に至らなかったとの回答でした。その後の経過について、本日改めて質問いたします。

①、特定に至らなかった要因は一体何だったのかについて質問します。

2番目としましては、現在火災現場は業務を再開しています。近隣住民からは、安全対策は施されているのかといった心配する声が上がっています。どのような安全対策を講じているのかについて伺います。よろしく申し上げます。

○高橋昭男議長 ただいまの4番、飯島正義議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 おはようございます。予防課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、飯島議員のご質問にお答えいたします。三輪野江産業振興地域における資材置場の問題のうち、1番目の2019年12月31日の三輪野江地内で発生した火災の原因が特定に至らなかった要因についてでございますが、出火場所の焼損状況から考察される客観的事実、関係者の供述、消防隊の火災出動時の見分事実、調査に従事した調査員の意見などを踏まえ、出火箇所から考えられる全ての火源について出火の原因となる火源を検討した結果、放火、電気配線及びたばこが考えられました。これらの火源を慎重に調査、分析した結果、いずれの火源も出火の可能性を否定することができず、科学的妥当性を見いだせないことから、不明と判断しております。

なお、本火災は警察と、また市境であることから、三郷市消防本部予防課と当消防本部予防課の3者合同で火災原因調査を実施し、同様な見解となっております。

次に、2番目のどのような安全対策を講じているかについてでございますが、令和2年3月4日水曜日に立入検査を実施しております。立入検査では、敷地内に新たにコンテナボックスの設置が確認できたことから、吉川松伏消防組合火災予防条例に基づき、防火対象物使用開始届の提出を指導し、提出がされております。

なお、消防関係法令の違反はございませんでしたが、火災予防上の指導内容として、火気の取扱いについての注意喚起、放火防止対策、敷地内にみだりに可燃物を存置しないこと、今後建物の増築や新たな事業を行う場合には、消防関係法令の指導が必要となる場合があることから、事前に相談するよう指導しております。

今後の立入検査については、明確な時期はお示しすることはできませんが、適切な時期を見極め、実態把握のため立入検査を実施する予定でございます。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対し再質問はありませんか。

4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 それでは、再質問させていただきます。

特定に至らなかった原因につきましては、今言われた小川予防課長のほうからの内容で分かりました。

それでは、実は、先月の6月27日の記事なのですけれども、同地区におきまして、やはり資材置場で日中火災が起きております。近隣の方は非常に心配しておるということで、改めまして安全対策、こちらについて強化をしなければいけないと思います。

今後につきましては、地域の例えばパトロールを定期的に行っているものとか、今回業者さんに対しまして教育とかそういった学習、周知徹底のほうを行ってほしいと思います。その辺についてちょっと伺いたいと思います。お願いします。

○高橋昭男議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

小川勝司予防課長。

○小川勝司予防課長 それでは、飯島議員の再質問にお答えいたします。

教育についてでよろしいでしょうか。火災発生した事業所において教育というのを改めて実施はしておりませんが、火災原因調査終了後、現地において関係者に出火原因と思われる事項を丁寧に説明しまして、今後の火災予防の啓発に役立てるよう指導しております。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対し再々質問はありませんか。

4番、飯島正義議員。

- 4番 飯島正義議員 ありがとうございます。
- 高橋昭男議長 以上で一般質問を終了いたします。



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 高橋昭男議長 日程第8、第5号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を議題とします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

- 中原恵人管理者 それでは、第5号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の作業に従事する職員に対し特例を設け、防疫作業手当を支給するものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

- 高橋昭男議長 次に、戸井田勉消防長。

- 戸井田 勉消防長 それでは、第5号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例についてご説明いたします。

今般の新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として定める等の政令が公布され、国家公務員において人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する規則が公布され、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業の従事に対し、防疫等作業手当の支給が令和2年1月27日から適用されることとなりました。

本件は、総務省消防庁を経由し総務省自治行政局公務員部より、各地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症患者の病院への収容など、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した中で想定外の業務に当たる区域等は、国の作業場所の要件に該当するものとされ、適切に取り扱われるよう助言がなされております。

当消防組合におけます現行の特殊勤務手当は、お手元に配付させていただいた資料のとおり、防疫作業手当の種類がなく、また新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める期間が限定されていることから、職員の特殊勤務手当の特例を設け、新型コロナウイルス感染症措置の作業に従事する職員に対し、国と同様に令和2年1月27日から適用にて防疫作業手当を支給させていただくものでございます。

具体的な支給の範囲と支給の額につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくは医

師により新型コロナウイルス感染症に係る病原体の検査が必要と判断された疑いのある患者に接触し、救出、観察、救急自動車への搬送などを行う作業、または長時間にわたり医療機関その他の場所に搬送する作業に従事したときは1日につき4,000円、またこれらの作業に伴い、病原体の付着もしくはその疑いのある資機材、救急自動車等を消毒する作業に従事したときは1日につき3,000円とさせていただきます。

なお、救急などの出動手当との併給はなく、重複する場合は手当の額が多い防疫手当のみとなり、1暦日、1当務中につき複数回作業した場合も1日につきの支給となります。

以上で本条例の説明とさせていただきます。ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋昭男議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、4番、飯島正義議員の質疑を許可いたします。

○4番 飯島正義議員 4番、飯島です。第5号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例、防疫作業手当について、①、救急自動車等を消毒する作業に従事したとき、こちらは先ほど話が合った3,000円になります。②、医療機関その他の場所に搬送する作業に従事した場合、こちらは1日4,000円ということになります。この場合、防護服を着用するとか、そういった、あったと思いますが、安全対策、こちらについて詳しくちょっと伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○高橋昭男議長 4番、飯島正義議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩次長。

○黒田信浩次長 次長兼総務課長の黒田と申します。よろしくお願ひいたします。

飯島議員の質疑にお答えいたします。防疫作業手当について、救急自動車を消毒する作業に従事したとき、医療機関その他の場所に搬送する作業に従事した場合の作業内容に伴う安全対策についてでございますが、総務省消防庁が示します救急隊の感染防止対策マニュアルに基づきまして対策を行っているところでございます。

各隊員の個人装備における感染防止対策といたしましては、感染防止用ガウン、手袋、ゴーグル、N95マスクなどを装備し、防疫作業手当の該当となる各業務に努めているところでございます。

現場活動における感染防止対策といたしましては、必要に応じ救急車内にウイルス拡散防止シートを活用した養生、発熱を伴う傷病者自身に対してマスク着用の徹底といった対策を講じているところでございます。

使用後の救急車内及び資機材については、消毒用アルコールなどを使用した消毒を実施し、また汚染された感染防止用ガウンなど各隊員の個人装備の使用後の処理につきましては、医療廃棄物として取り扱い、適切な処理がなされているところでございます。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策の徹底を図り、業務に努

めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○高橋昭男議長 ただいまの答弁に対し再質疑はありますか。

4番、飯島正義議員。

○4番 飯島正義議員 ぜひ安全対策よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○高橋昭男議長 質疑はないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第5号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案 吉川松伏消防組合職員の特殊勤務手当の特例に関する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第9、第6号議案 埼玉縣市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第6号議案 埼玉縣市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明をいたします。

本案につきましては、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する団体の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第6号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案 埼玉県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。



◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋昭男議長 日程第10、第7号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第7号議案 監査委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、識見を有する者のうちから選任されております監査委員の小島伊紀氏が令和2年7月31日をもって任期満了となり、再度選任することについて同意を求めるものでございます。

小島伊紀氏につきましては、人格が高潔で、また行政運営に関し高い識見をお持ちの方でございます。何とぞよろしくお願いをいたします。

○高橋昭男議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○高橋昭男議長 ご異議ないものと認め、これより第7号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○高橋昭男議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。



◎閉会の宣告

○高橋昭男議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和2年第2回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時29分